

モータースポーツ審議会規定

※下線部分：変更箇所

改正	現行
<p>第1条 目的 (略)</p> <p>第2条 構成</p> <p>1. 審議会は、定員 30 名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理 1 名を置く。</p> <p>1) 学識経験者：<u>18</u>名以内</p> <p>2) モータースポーツ専門部会長：<u>12</u>名</p> <p>2. 委員は、J A F 会長が J A F 理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 座長および座長代理は、J A F 会長が委員の中から指名する。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条 施行、改定等</p> <p>1. 本規定は、<u>2025</u>年<u>2</u>月1日より施行する。</p> <p>2. 本規定の改定は、J A F 理事会の議決による。</p>	<p>第1条 目的 (略)</p> <p>第2条 構成</p> <p>1. 審議会は、定員 30 名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理 1 名を置く。</p> <p>1) 学識経験者：<u>19</u>名以内</p> <p>2) モータースポーツ専門部会長：<u>11</u>名</p> <p>2. 委員は、J A F 会長が J A F 理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 座長および座長代理は、J A F 会長が委員の中から指名する。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条 施行、改定等</p> <p>1. 本規定は、<u>2022</u>年<u>1</u>月1日より施行する。</p> <p>2. 本規定の改定は、J A F 理事会の議決による。</p> <p>3. <u>1996年7月25日施行のモータースポーツ評議会規定およびモータースポーツ運営委員会規定は、1997年12月31日に失効する。</u></p>